

	分類1	分類2	教育関係団体からの質問	東京出入国在留管理局回答	回答日
1	特定技能制度	試験	試験の実施状況を取りまとめて周知する計画はあるか 現在各団体バラバラで、申込み受付がすぐ終了してしまうため	試験に関する情報については、以下の法務省HPに関係省庁・団体のHPのリンクを貼っていますので、御活用願います。 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00135.html	2019/12/23
2	特定技能制度	今後の取扱い	受け入れ企業リストを公表する予定はないか。	申し訳ございませんが、東京出入国在留管理局では特定技能の今後の取扱いに関する情報は持ち合わせておりません。	2019/12/23
3	入管手続	申請	留学生が特定技能へ変更申請する場合のスケジュール（いつから受付、どのくらいの期間がかかるか）	東京出入国在留管理局では、2020年3月卒業の留学生からの「特定技能」への在留資格変更許可申請について、2019年12月から受け付けています。 必要書類が揃った状態で申請された場合、東京出入国在留管理局では、審査に必要な期間は1～2か月程度ですが、不足書類があった場合等にはさらに審査に時間を要する可能性がありますので、必要書類を揃えた上で早めに申請いただくよう御協力をお願いします。	2019/12/23
4	特定技能制度	その他	試験合格者数とビザ取得者の数が乖離している理由	卒業は来年3月である、まだ就職先が決定していない等の理由により、未だ在留資格変更許可申請を行っていない場合もあると思いますが、詳細な理由は把握していません。 また、「技術・人文知識・国際業務」に該当する業務で就職を目指しているが、不許可だった場合に備えて特定技能に係る技能試験も受験したという話を聞いたことがあります、真偽のほどは分かりません。	2019/12/23
5	入管手続	留学関係	特定技能での就労を目指して卒業までに内定が得られなかった場合、卒業してから特定活動による就職活動は認められるか	継続就職活動の要件（大学を卒業し又は専修学校専門課程において専門士の称号を取得して同校を卒業した留学生が、同教育機関を卒業後、就職活動を行っており、かつ、当該教育機関による推薦がある場合）には、大学等を卒業後も就職活動のために1年間の滞在が認められます。 留学生の継続就職活動については、東京出入国在留管理局では留学審査部門が審査担当となります。 大学等を卒業した留学生の継続就職活動のための滞在については、以下の法務省HPも御参照ください。 http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_HENKO/zairyu_henko10_21_10.html	2019/12/23

	分類1	分類2	教育関係団体からの質問	東京出入国在留管理局回答	回答日
6	特定技能制度	他の在留資格との違い	「技人国」と「特定技能」での職務内容の違いは？特に介護など	<p>在留資格「技術・人文知識・国際業務」は、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的技術又は知識を必要とする活動又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を必要とする活動が該当します。大学等において修得した介護学等の知識を生かして、介護サービスの利用相談等の業務に従事する場合に、「技術・人文知識・国際業務」が認められる例がありますが、介護施設等で入浴、食事の介助等の介護業務を行うことは「技術・人文知識・国際業務」に該当しません。</p> <p>在留資格「介護」は、介護福祉士の資格を有する方が、本邦の病院、介護施設等で入浴、食事の介助等の介護業務全般を行う活動が該当し、ケアプランの作成等も含まれます。また介護福祉士の資格を有する方がケアマネージャーとしての業務に従事する場合も、在留資格「介護」に該当します。</p> <p>在留資格「特定技能」は、技能要件、日本語要件を満たす方が、特定産業分野において所定の業務に従事する活動が該当します。「特定技能」の介護分野は、介護福祉士の資格がなくても、以下の要件を満たせば認められます。</p> <p>(試験ルート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護技能評価試験に合格 ・介護日本語評価試験に合格 ・日本語能力試験N 4以上に合格 <p>(養成施設ルート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士養成施設を卒業 <p>(E P Aルート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・E P A介護福祉士候補者としての就労・研修を3年10月以上修了した後、直近の介護福祉士国家試験の結果が合格基準点の5割以上の得点であること及び全ての試験科目で得点があること <p>(技能実習ルート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技能実習2号(介護)を良好に修了(介護技能実習評価試験(専門級)に合格) <p>東京出入国在留管理局では、「技術・人文知識・国際業務」は就労審査第一部門、「介護」は就労審査第二部門、「特定技能」は就労審査第三部門が審査担当となります。</p> <p>在留資格「留学」から「技術・人文知識・国際業務」への変更については、以下の法務省HPも御参照ください。</p> <p>http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00091.html</p>	2019/12/23

	分類1	分類2	教育関係団体からの質問	東京出入国在留管理局回答	回答日
7	特定技能制度	今後の取扱い	「特定技能」の分野が広がる可能性。現在検討されているか	申し訳ございませんが、東京出入国在留管理局では特定技能の今後の取扱いに関する情報は持ち合わせておりません。	2019/12/19
8	特定技能制度	年齢	年齢制限はあるか	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の特定技能の項の下欄に、18歳以上であることという規定がありますが、年齢の上限規定はありません。	2019/12/19
9	特定技能制度	今後の取扱い	企業の採用実績や見込みを公表する予定はあるか	申し訳ございませんが、東京出入国在留管理局では今後の取扱いに関する情報は持ち合わせておりません。	2019/12/23
10	特定技能制度	今後の取扱い	技人国のように受け入れる企業の規模などによって提出書類が代わることもあるか（現在はそのようなになっていないようである）	申し訳ございませんが、東京出入国在留管理局では特定技能の今後の取扱いに関する情報は持ち合わせておりません。	2019/12/23
11	特定技能制度	登録支援機関	企業が登録支援機関に支払う手数料の目安	申請された案件を見る限りにおいて、1人当たり月額1万円未満から4万円程度までの幅が多く、おおむね2万円程度が平均的な金額となっています。もちろん、この支援委託費用の金額は、対象となる外国人や、実施する支援の内容に応じて異なり得るものです。	2019/12/23
12	入管手続	除籍・退学	「除籍・退学後に技能試験を受験し合格しても、有効とはみなされない。（在籍状況に係る資料の提出を求める場合あり）」とあるが、在学中に技能試験を受験し合格し、その後、除籍・退学した場合は有効とみなされるのか？また、過去に留学ビザから技術・人文知識・国際業務ビザへの変更申請で、日本語教育機関からの証明書は何も提出されず、学生証のコピーの提出だけで受理される等、日本語教育機関が変更申請がされること自体、まったく把握できないケースもあった。「留学生が特定技能1号へ変更申請する場合の必要書類1」に在学証明書、出席・成績証明書が含まれているが、卒業（修了）見込み証明書も必要ではないか？	「特定技能外国人受入れに関する運用要領」に、除籍・退学した留学生については国内での受験資格が認められない旨が明記されており、除籍・退学後に受験したものでないことを確認するために在学証明書、出席・成績証明書の提出を求めています。 一方、特定技能制度には学歴要件はないことから、在学中に技能試験を受験して合格し、その後に退学したとしても、在留資格の取消事由に該当しなければ、そのことのみをもって「特定技能」への在留資格の変更を不許可とする扱いはしておらず、卒業（修了）見込み証明書の提出についても必須とはしていません。 「特定技能外国人受入れに関する運用要領」は、以下の法務省HPを御参照ください。 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html	2020/1/6

	分類1	分類2	教育関係団体からの質問	東京出入国在留管理局回答	回答日
13	入管手続	申請	法務省のHPに「留学生の方が卒業後に特定技能への移行を希望する場合、卒業時期（1月～3月）に在留資格変更許可申請が集中することが見込まれるため、早めの申請を心掛けるよう留意願います。」とあるが、早めに変更申請を行い、卒業（修了）前に在留資格が変更されてしまうことはないのか？必ず、変更の認定は卒業（修了）後になるのか？もし、卒業（修了）前に在留資格が変更された場合、日本語教育機関での学習等々、どういう扱いになるのか？この観点からも卒業（修了）見込み証明書の提出が必須ではないか？	<p>東京出入国在留管理局では、証印カウンターの過度な混雑を避ける意味もあり、特定技能に係る審査が終了次第、卒業（修了）前であっても、結果受領可能である旨の連絡（ハガキを発送）を行う予定です。また特定技能制度には学歴要件はないことから、在留カード受領時に卒業（修了）証明書の追加提出を求めることはありません。一方「特定技能1号」での滞在には5年の上限があり、その起算日は「特定技能1号」の在留カードの交付を受けた日となることから、ハガキにはその旨を明記する予定です。在留カードの交付を受ける時期については、ハガキを受領した後、外国人本人及び学校で相談の上決定していただければと思います。</p> <p>特定技能への変更許可を受けた後も、引き続き卒業（修了）の3月までは在籍している教育機関へ通学する場合、在留資格上の問題は生じませんが、資格外活動許可に基づくアルバイトはできなくなります。一方、4月からの就労予定先である特定技能所属機関において3月までアルバイトをする場合、特定技能に該当する業務に従事するのであれば、資格外活動許可は不要であり、在留資格上の問題も生じません。</p>	2020/1/6
14	入管手続	留学関係	申請人が日本語教育機関の進学コースに在籍していた場合でも、申請人は申請要件を満たせば、特定技能1号の申請は可能だと思われるが、このような状況で変更申請がなされ、ビザの変更が許可された場合、進学目的で当該申請人を受け入れた日本語教育機関に対し、出入国在留管理庁からの何らかのペナルティや指導などがあるのか？	<p>日本語教育機関の告示基準第44号ただし書きにおいて、各年度の課程修了の認定を受けずに退学した者（留学の在留資格をもって在留していた者であって、令和元年10月1日以降に入学した者に限る。）であって、就労資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者は、各年度の課程修了の認定を受けた者に含むとしています。また解釈指針において、各年度において日本語教育機関への入学後から退学後3か月を経過するまでに就労資格（外交、公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者がいる場合には、これらの者も各年度の課程修了の認定を受けた者に含めること（退学日の年度の1回に限る。）とし、その場合、分母となる課程修了認定者の数に該当する者の数を加えた上で算定することとしていることから、特定技能への変更許可を受け、各年度の課程修了の認定を受けずに退学した留学生がいた場合であっても、日本語教育機関の告示基準第44号に基づき報告することとなる当該認定数が低くなるという計算にはなりません。</p>	2020/1/6
15	入管手続	公的義務の履行	申請人が日本語教育機関に在籍中、国民年金保険料の免除・猶予申請を行い、それが認められた為、納付をしていない場合、不利益になるのか？	免除・猶予自体が不利益となることはありません。	2020/1/6

	分類1	分類2	教育関係団体からの質問	東京出入国在留管理局回答	回答日
16	入管手続	申請	韓国や台湾などのビザ免除対象国の90日以内の日本滞在であったり、その他のビザ（例えば、ワーキングホリデービザ）を所持しての日本滞在中に、特定技能1号への変更申請は可能か？許可されれば、そのまま日本に継続して滞在することができるのか？	出入国管理及び難民認定法第20条第3項の規定により、「短期滞在」からの在留資格の変更は基本的に認めておらず、在留資格認定証明書交付申請を行っていただくことになります。 ワーキングホリデーについては、協定等において、在留資格の変更は認められないとされている国・地域（オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、韓国以外）については、在留資格認定証明書交付申請を行っていただくことになります。「留学」、「技術・人文知識・国際業務」、「家族滞在」等については、要件を満たせば「特定技能」への変更が認められます。	2020/1/6
17	入管手続	その他	①特定技能も進学の実験の1つだとすると、日本語学校が特定技能に関するカリキュラムを進学コースで取り入れることは可能でしょうか。②①が可能でない場合、日本語学校が日本語能力を養う以外に、学生の特記技能ビザ取得を手助けする方法を知りたいです。	①コースの設置に当たっては、目的が設定され、その目的に応じたカリキュラムが組まれています。したがって、「進学の実験の一つに特定技能が存在する」という表現が、仮に『進学コースに在籍している学生の実験の一つに特定技能が存在する』ということを示しているとするれば、それはコース本来の目的等とは異なることになり、学校が設置したコースの目的、選抜、カリキュラム等が適切かどうか見直す必要があるということになります。なお、カリキュラム等の改正手続については、以下の法務省HP（日本語教育機関に係る各種変更の取扱いについて）を御確認願います。 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00222.html ②複数箇所でアルバイトをしている場合の確定申告、国民健康保険、国民年金に係る手続案内、特定技能への在留資格変更許可申請書及び必要書類の確認等を行っていただくことなどが考えられます。	2020/1/6
18	入管手続	資格外活動	在留資格を留学から特定技能1号に資格変更した場合、留学で取得していた資格外活動はどうなるのでしょうか？ 例えば、来年4月から特定技能1の会社で働くことが決定していて、特定技能1を2月に取得して3月まで学習を継続しようとした場合、アルバイトはできるのでしょうか？ もし、できないとなると、貴入管庁から以前案内があった、速やかに申請し特定技能に変更してしまうと、学生が困ってしまうことになると思われるため、早期の特定技能1への変更申請は進まないと思われます。当然、日本語学校側も早期の退学につながる可能性があるため、消極的になると思われます。	13に同じ。	2020/1/6
19	入管手続	申請	特定技能1号への変更時期を決めることはできないのでしょうか？ 現状の特定技能1号の変更申請の案内を見ていると、いつでも特定技能1に変更することが可能で、日本語学校側は、学生から突然、特定技能1を取得したので退学します。というような事が発生してしまうと思われます。特定技能1への時期を一般的な入社時期の4月だけに、または4月・10月などと時期を決めて行なう事ができないのでしょうか。	「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格についても、出入国管理及び難民認定法等において申請・許可の時期を定めているものではなく、大学卒業等の学歴要件があるため、結果的に卒業後に許可を受ける状況になっているものです。一方、特定技能制度には学歴要件はないため、一律に申請・許可の時期を定めるという取扱いは難しいと考えます。	2020/1/6

	分類1	分類2	教育関係団体からの質問	東京出入国在留管理局回答	回答日
20	特定技能制度	統計	特定技能取得者（国内）で技能実習からの変更者は何人いるのか？	申し訳ございませんが、東京出入国在留管理局では以下の法務省HPに掲載している以上の統計は持ち合わせておりません。 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00215.html	2020/1/15
21	特定技能制度	滞在期間	ある分野で5年の期間を終了し、分野を変えて試験を受けさらに5年の滞在は可能か	5年の上限は「特定技能1号」の在留資格で在留可能な通算の期間ですので、「特定技能1号」の在留資格で通算5年在留した後、分野を変えてさらに「特定技能1号」の在留資格で在留することはできません。	2020/1/15
22	入管手続	申請	在留資格「技術・人文知識・国際業務（以下技人国）」と「特定技能」を同時に申請する事はできますか？	一人の申請人が同時に複数の在留資格に係る申請を行うことはできません。また、一人の申請人が同一の在留資格に係る申請を複数（A社で就労するとして「特定技能」に係る申請、B社で就労するとして「特定技能」に係る申請）行うことも、同様にできません。	2020/1/15
23	入管手続	申請	技人国で申請して不許可となった案件について、測定試験に合格していて業務内容も該当する場合は特定技能で申請することは可能か？	在留資格「特定技能1号」の要件を満たしていれば可能です。	2020/1/15
24	入管手続	申請	特定技能について、試験に合格したが就職決まらず在留期限が来て帰国せざるを得なくなった場合、一旦帰国して本国からこの「合格」を使って就職することは可能か	技能水準を立証する合格の有効期間内（10年）であれば可能です。有効期間の始期は分野によって受験日、証明書発行日、合格発表日、専用ウェブサイトにおける公開日等異なります。詳細は以下の法務省HPに掲載している分野別の試験実施要領を御確認願います。 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00135.html	2020/1/15
25	入管手続	留学関係	進学コースしかない日本語学校からこのビザへの変更申請を大量に出して、適正校評価等に影響はないのか知りたい。	日本語教育機関の告示基準第8号ニにおいて、適正校とは、「留学の在留資格に係る在籍者の数に対する、不法残留者の数、在留期間更新許可申請が不許可（修学状況の不良等在留実績に関するもの）に限り、当該申請に関し、申請どおりの内容では許可できない旨の通知を受けたものを含む。）となった者の数、在留資格を取り消された者の数、資格外活動の許可を取り消された者の数及び退去強制令書が発付された者の数の合計数の割合が5パーセント（ただし、在籍者の数が19人以下である場合は、当該者の合計数が1人）を超えていないもの、入管法に定める届出等の義務を履行しているものその他在籍管理上不適切であると認められる事情がないものとして出入国在留管理庁が認めた日本語教育機関をいう。」と定義されています。 なお、進学コースしかない日本語教育機関から特定技能への変更が大量に発生する状況が続く場合、目標に応じた選抜が適切に行われているか等について確認する場合があります。 本回答の14についても御確認願います。	2020/1/15

	分類1	分類2	教育関係団体からの質問	東京出入国在留管理局回答	回答日
26	特定技能制度	今後の取扱い	特定技能試験について、将来受験回数が制限される可能性はあるのか？	申し訳ございませんが、東京出入国在留管理局では今後の取扱いに関する情報は持ち合わせておりません。	2020/1/15
27	特定技能制度	試験	ベトナムでの現地受験はいつ可能か？	申し訳ございませんが、東京出入国在留管理局では以下の法務省HPに掲載している以上の試験情報は持ち合わせておりませんので、各試験実施団体に問い合わせいただくようお願いします。 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00135.html	2020/1/15
28	入管手続	申請	日本語教育機関出身者が、特定技能への変更申請を行う際に、 日本語教育機関の卒業は条件でない 。在学中であり、必要な条件を満たしておけば、いつでも変更申請が可能なのでしょうか？ 変更が認められた場合、その時点で許可された勤務先へ移籍をする。という理解でよいのでしょうか？	13に同じ。	2020/1/15
29	入管手続	申請	特定技能1号で就労後、期間更新ではなく「留学」への変更は認められるのでしょうか？また、上限5年の終了後、「留学」への変更申請は認められるのでしょうか？	在留資格「留学」の要件を満たしていれば可能ですが、「特定技能1号」で就労後に「留学」への変更を希望する理由、勉学の意思・能力、経費支弁能力等について確認することになります。	2020/1/15
30	入管手続	申請	専門学校卒業後に就職活動のための特定活動に在留資格を変更した後、特定技能1号への変更は可能ですか。	在留資格「特定技能1号」の要件を満たしていれば可能です。	2020/1/15
31	入管手続	申請	専門学校卒業後に留学から特定技能1号に在留資格を変更した後、技術・人文知識・国際業務に変更することは可能ですか。	在留資格「技術・人文知識・国際業務」の要件を満たしていれば可能です。	2020/1/15
32	入管手続	除籍・退学	「除籍・退学後に技能試験を受験し合格しても、有効とはみなされない」とありますが、受験後に除籍・退学した場合は有効ということですか？ また、除籍・退学により「留学ビザ」の効力はなくなりますが、帰国準備期間に特定技能の申請をして判定を待つ間は日本にとどまっても良いのでしょうか？	技能試験受験時は在籍しており受験後に除籍・退学となった場合、技能試験の合格自体は有効であり、「特定技能1号」への在留資格変更許可申請を行った場合には、審査結果が出るまでの間は本邦に在留することが可能です。必要書類が揃った状態で申請された場合、東京出入国在留管理局では審査に必要な期間は1～2か月程度であり、遅くとも特例期間の満了（従前の在留期間の満了の日から2月を経過する日）までには、審査結果が通知されます。	2020/1/20
33	入管手続	除籍・退学	現在、本学を除籍・退学になった者には帰国指導を行っております。その際、除籍・退学になった時点で「留学」の在留資格は無効になる旨を対象者に伝え帰国を促しています。2020年4月1日以降に除籍・退学になった者も国内から特定技能1号に申請できるということは、除籍・退学になっても「留学」の在留資格は在留期限まで有効であるということを入管が認めることになるということになるのではないのでしょうか。	除籍・退学となった留学生は、本来活動を行っていないことから、出入国管理及び難民認定法第22条の4に規定する在留資格の取消しの対象者となります。在留資格が取り消された場合には、取消事由によって退去強制又は任意の出国期間の付与のいずれかとなります。したがって、除籍・退学となった時点で「留学」の在留資格が自動的に無効となったり、不法残留になるわけではありません。	2020/2/18

	分類1	分類2	教育関係団体からの質問	東京出入国在留管理局回答	回答日
34	入管手続	除籍・退学	<p><令和2年4月1日以降の国内試験の受験資格> 「在留資格を有している方であれば受験することができます。」とあります。 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00135.html 学生が特定技能1号へ変更申請する場合の注意点等（2020.1現在）によれば、「退学・除籍留学生」が受験ができて合格も有効である！と記載があります。 「在留資格を有している方」という意味は、在留カードの在留期限内ということの意味していますか？ 退学・除籍者は留学ビザが翌日から有効でないと理解していますが、留学ビザは有効で無いが在留資格としての在留カード期限内は日本に滞在していても良いということでしょうか？</p>	<p>33のとおり、除籍・退学となった留学生は、除籍・退学となった時点で「留学」の在留資格が自動的に無効となったり、不法残留になるわけではなく、在留資格取消しの対象者となります。</p>	2020/2/18
35	入管手続	他の在留資格との違い	<p>建設関連における技人国と特定技能2号との差別化は何かありますか。</p>	<p>在留資格「特定技能2号」は、熟練した技能を要する業務に従事する活動が該当し、建設分野においては、特定技能2号に係る評価試験又は技能検定1級合格とともに、建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者（班長）としての実務経験が求められます。 一方、在留資格「技術・人文知識・国際業務」は、学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的技術又は知識を必要とする活動又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性に基づく一定水準以上の専門的能力を必要とする活動が該当します。</p>	2020/3/9
36	入管手続	試験	<p>就職活動継続の為に特定活動ビザ交付措置があるが、特定技能試験受験の為に同様の措置も想定されるのか。</p>	<p>特定技能試験受験のために特別に滞在を認めることは、今のところ想定していません。</p>	2020/3/9
37	入管手続	公的義務の履行	<p>特定技能での資格変更許可申請の際、社会保険に加入している会社であっても本人の健康保険料納付証明書や国民年金の納付証明書の提出が必要となるのか。</p>	<p>現に有する在留資格（例えば「留学」）で在留している期間中における公的義務の履行状況を確認するため、必要となります。</p>	2020/3/9
38	特定技能制度	大都市圏その他特定地域への集中防止策	<p>特定技能者の地域偏在を避けるという話がありますが、地域による賃金格差も大きい中、どうやるのか関心があり伺いたい。また、入管としてそこに何らかの対応をすることはあるのでしょうか。</p>	<p>法務省HP「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に掲示している「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」を御参照ください。 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00140.html http://www.moj.go.jp/content/001297425.pdf</p>	2020/3/9

	分類1	分類2	教育関係団体からの質問	東京出入国在留管理局回答	回答日
39	特定技能制度	特定技能2号	特定技能1号から2号を申請するには、技能水準試験の合格が条件であることは承知しているが、1号での経験年数に条件はありますか。例えば1号で1年以内に試験に合格したら2号への申請は可能でしょうか。	<p>特定技能2号の申請要件に特定技能1号による在留年数はないことから、他の要件を満たせば特定技能2号の申請が可能です。</p> <p>なお、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に係る運用要領では、建設分野の技能水準は、「当該試験への合格及び建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者（以下「班長」という。）としての実務経験（必要な年数については、試験区分ごとに国土交通省が別途定める。）を要件とする。」となっています。また造船・船用工業分野の技能水準は、「当該試験の合格水準は、全ての向きで溶接を行うことができ、自らの判断で適切な方法で溶接を行うことができる技能を有することである。また、試験合格に加えて、監督者として業務を遂行できる能力を確認するため、造船・船用工業において複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を2年以上有することを要件とする。」となっています。</p> <p>特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に係る運用要領は、以下の法務省HPを御参照ください。 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00132.html</p>	2020/3/9
40	入管手続	申請	ホテルに関して学んだ専門学生が技人国に申請し却下になった場合、再度同一企業（ホテル・旅館）、同一留学生において特定技能の申請は可能か。申請において特定技能の方が通りやすいという可能性はあるか。	<p>在留資格「特定技能1号」の要件を満たしていれば可能です。審査結果は個別の事案により異なります。</p>	2020/3/9
41	特定技能制度	分野の該当性	ホテル内のテナントとしてあるレストランや料亭での就労の場合、特定技能は「飲食」なのか「宿泊」なのか。	<p>宿泊分野において1号特定技能外国人が従事する業務は、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務となっており、いわゆるマルチタスクであることから、接客及びレストランサービスのみに従事する場合には該当しません。</p> <p>一方、外食分野に係る要領においては、「飲食サービス業を行っている事業所に当たるか否かを判断するに当たっては、飲食サービス業を営む部門の売上げが当該事業所全体の売上げの主たるものである必要はありません。このため、例えば、宿泊施設内の飲食部門や医療・福祉施設内の給食部門などで就労させることも可能です。」となっています。</p> <p>各分野の運用要領は、以下の法務省HPを御参照ください。 http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html</p> <p>いずれにしても、分野の該当性については、それぞれの制度所管省庁へお問い合わせ願います。</p>	2020/3/9
42	特定技能制度	分野の該当性	ホテルのレストランで就労するべく「宿泊」受験を合格したが不許可、テナントのレストラン就労で許可が下りたと報じられているが実際はどうか	41に同じ。	2020/3/9

	分類1	分類2	教育関係団体からの質問	東京出入国在留管理局回答	回答日
43	特定技能制度	家族帯同	1号の「家族帯同」について例えば在日期間（留学ビザ）中に籍を入れて同居している留学生が1号のテストに合格しても不可となるのか。	在留資格「家族滞在」で在留している方の扶養者の在留資格が「留学」から「特定技能1号」へ変更になったが、引き続き扶養を受けて本邦に在留する場合には、「家族滞在」から「特定活動」への在留資格変更許可を受けて在留が認められる場合があります。一方、籍を入れて同居していたとしても、在留資格が「家族滞在」ではない場合（例えば留学生同士が同居）には、「特定活動」による滞在は認められません。	2020/3/9
44	入管手続	その他	出入国在留管理庁としては、宿泊機関（特にホテル）に就職した留学生がフロント業務以外に配属された場合、変更が許可されないという現状を改善する予定はないのでしょうか。	宿泊分野における1号特定技能外国人が従事する業務は、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務となっています。 在留資格「技術・人文知識・国際業務」の該当性については、以下の法務省HP（ホテル・旅館等において外国人が就労する場合の在留資格の明確化について）を御参照ください。 http://www.moj.go.jp/content/001167143.pdf	2020/3/9
45	特定技能制度	二国間協力覚書	ベトナムとの二国間協定の中に例示として「2年間のコースを修了していること」という記載があるが、飽くまでも例示であり、修了していない学生についてもビザ変更は全く問題ないという理解で良いか。ベトナム大使館からの承認が必要になったり、その後トラブルになることはないのか。	御理解のとおりであり、「2年間のコースを修了していること」に関し、現在のところトラブル等は聞き及んでおりません。 今後ベトナムで遵守すべき手続が定められた際には、法務省HPで公表されます。	2020/3/9
46	特定技能制度	二国間協力覚書	二国間協定により「課程を修了」との要件がベトナム人留学生にのみ課されているが、東京入管での実際の対応（大使館への確認等）は現状どのようになっており、今後どう変更している予定か。（他団体のセミナーで現状では「課程を修了」の要件は考慮していない旨を入管担当者が話したと伺った為）	45に同じ。	2020/3/9
47	入管手続	留学関係	1年半コース（10月期）に入学した留学生は卒業後約6か月の在留期限までの残余期間があります。今までは進学しない学生については卒業後速やかに帰国を促していましたが、これからは特定技能に資格変更をしたいと申し出る学生を学校が積極的に後押しし、在留期限いっぱいまでの日本在留を認めても良いのでしょうか。	留学の活動を3月以上行わないで在留している場合、正当な理由がある場合を除き、出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第6号に規定する在留資格の取消しの対象となることから、在留資格該当性がないにもかかわらず在留期限まで在留してよいということではありません。	2020/3/9
48	特定技能制度	統計	特定技能在留外国人数で飲食料品製造業分野の人数が一番多かったが、具体的な就労先などが知りたい。特定技能1号からの就労人数は何名なのか。技能実習からの就労がほとんどなのか知りたい。皮膚感覚としては全く飲食料品製造業分野の就労先はないように思えます。愛知、大阪、埼玉県が多いのは工場（製菓系）なのでしょうか。	飲食料品製造業は技能実習からの移行が多い分野です。製造している飲食料品は様々である印象です。	2020/3/9
49	入管手続	申請	日本語学校を卒業していなくても（在学中でも）特定技能への在留資格変更は可能でしょうか。可能な場合、学校側からの証明書（出席・成績等）の提出義務はありますか。	在学中であっても特定技能への在留資格変更許可申請は可能です。東京出入国在留管理局では、在学証明書、出席・成績証明書の提出をお願いしています。	2020/3/9

	分類1	分類2	教育関係団体からの質問	東京出入国在留管理局回答	回答日
50	入管手続	申請	卒業後（在学中でもですが）特定技能へ資格変更を希望した場合、許可・不許可の情報は学校側へ通知されるのでしょうか。通知がなく不許可だった場合、不法滞在につながるのではという恐れがあります。	特定技能への在留資格変更許可申請の結果を学校へ通知することは行っていません。	2020/3/9
51	特定技能制度	届出	支援機関、受け入れ機関のチェック体制はどのようになっていますか。	特定技能所属機関、登録支援機関は、特定技能外国人の活動状況に関する届出や支援計画の実施状況に関する届出等、各種届出を随時又は定期に行わなければならないが、これらの届出等を通じて確認しています。	2020/3/9
52	入管手続	資格外活動	33・34の除籍・退学となった留學生は、除籍・退学となった時点で「留学」の在留資格が自動的に無効となったり、不法残留になるわけではなく、在留資格取消しの対象者となるとのことですが、いつから留學生ではなくなるのですか？ 資格外活動は、除籍・退学・卒業によりアルバイト（資格外活動）をすることができないと入管の方から、各研修会でもお話しいただいております。しばらくはアルバイトしても問題ないのでしょうか？	除籍・退学後は留學生本来の活動を行っていないことから、「留学」の在留資格を有していても「留学」の在留資格該当性はありません。 出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項第1号（…留学の在留資格をもつて在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る。）の規定にあるとおり、除籍・退学後に資格外活動を行うことは認められません。	2020/3/9
53	入管手続	留学関係	4月1日から退学・除籍の元留學生の特定技能に係る技能試験や日本語試験の受験が可能になります。学校は学生の管理について留学審査部門からの指導もあり、退学・除籍や卒業など「留学」活動をしなくなる場合、なるべく早く帰国させるようにしています。就労部門では、「受験することを拒否するものではないが、特定技能への変更申請の際に、それまでの活動状況について消極的な評価をすることがある」とのことですが、退学後、特定技能に係る試験を受けるために帰国しない元留學生（留学の在留期限は残っているので不法残留ではないと思われるが、留学活動をしていない）について学校としてどのような管理・対応をすればよいのでしょうか。留学部門からの指導を徹底し難しくなります。もし、取り消しになった場合、学校の管理責任になるのでしょうか。（適正校の評価に影響するのですか）	普段から、留学の活動を3月以上行わないで在留している場合、正当な理由がある場合を除き、出入国管理及び難民認定法第22条の4第1項第6号に規定する在留資格の取消しの対象となること、仮に在留資格が取り消されなかったとしても、特定技能への在留資格変更許可申請に係る審査において、消極的に評価される場合があることについて、繰り返し指導をお願いします。 なお、適正校の定義は25のとおりであり、在留資格を取り消された者の数は適正校の判定要素に含まれます。	2020/3/27
54	入管手続	試験	現在、学校を卒業後、特定技能に関する各種試験を受けるために帰国せずに日本に留まっていることができる在留資格はあるのでしょうか。	36に同じ。	2020/3/27
55	入管手続	申請	<2020/1/6の質問13への回答についての質問>①「…特定技能への変更許可を受けた後も、引き続き卒業（修了）の3月までは在籍している教育機関へ通学する場合、在留資格上の問題は生じませんが、…」について、特定技能の場合は学歴要件がないので、10月に特定技能の変更許可を受けたとしたら、卒業まで学校に通う場合、特定技能の活動を3か月以上しないことになり取消の対象になるのではありませんか？	東京出入国在留管理局においては、4月から就職予定の留學生に係る在留資格変更許可申請は、通常前年の12月から受付を開始します。 13の取扱いは、東京出入国在留管理局における2、3月の証印カウンターの過度な混雑を避ける意味もあり、3月卒業予定の留學生について、特定技能への在留資格変更許可申請に係る審査が終了次第、卒業（修了）前であっても、結果受領可能である旨の連絡（ハガキを発送）を行うこととしたものであり、翌年3月卒業の留學生について、前年の10月に特定技能への変更許可を行うことはありません。	2020/3/27

	分類1	分類2	教育関係団体からの質問	東京出入国在留管理局回答	回答日
56	入管手続	留学関係	上記のように「特定技能」で通学している場合、11月の留学生の在籍に関する定期報告については、「留学」ではなくなったのでその分は記載しない（「家族滞在」で在籍している外国人学生と同様）ということになりますか？	55のとおり、翌年3月卒業予定の留學生が、11月の留学生の在籍に関する定期報告の時点において、既に特定技能への変更許可を受けていることは想定されません。	2020/3/27
57	入管手続	資格外活動	<2020/1/6の質問13への回答についての質問>②「…資格外活動許可に基づくアルバイトはできなくなります。一方、4月からの就労予定先である特定技能所属機関において3月までアルバイトをする場合、特定技能に該当する業務に従事するのであれば、資格外活動許可は不要であり、在留資格上の問題も生じません。」について、3月までのアルバイトに対する時間制限はどうなるのですか？（週28時間以内というような制限はなくなる？）	13について再度回答します。 4月から特定技能外国人として就労する予定であって、3月中に「特定技能」の在留資格へ変更許可を受けた場合、 ①在籍している教育機関への通学は非就労活動であるため、3月の残りの期間、在籍している教育機関へ通学することについては、在留資格上の問題は生じない。 ②3月中は教育機関に在籍していたとしても、現に有する在留資格は既に「特定技能」であることから、4月から就労予定の機関（指定書により指定された機関）以外で就労することはできず、留学生の時に許可を受けた資格外活動許可に基づきアルバイトをすることはできない。（特定技能の許可時に指定された機関以外で就労すると不法就労となる。） ③現に有する在留資格は既に「特定技能」であることから、4月から就労予定の機関（指定書により指定された機関）において3月中にアルバイトをしても、当該活動は在留資格に基づいた活動であるため、在留資格上の問題は生じず、資格外活動許可に基づく就労ではないので、週28時間以内という制限はない。	2020/3/27